

# 重要文化財 玉置神社社務所及び台所 石垣調査業務（第2期） 仕様書

1. 委託業務名 重要文化財 玉置神社社務所及び台所 石垣調査業務（第2期）

2. 業務場所 吉野郡十津川村玉置川1番地 玉置神社境内

3. 履行期限 契約後～令和8年3月27日まで

## 4. 業務概要

重要文化財 玉置神社社務所及び台所は、標高1,076mの玉置山の山頂付近に位置し、旧高牟婁院の客殿及び庫裡として文化元年（1804）に竣工した建物である。対象建物は高さ3～5mの石垣上に建っている。石垣は、全体に顕著な孕み出し・詰め石の抜けが生じており、上部建物の保存のため、早急に修理が必要である。

本業務では、建物周辺の地盤状況および石垣の内部構造を把握するための以下の地質調査を行う。また、令和5～6年度に実施済の地質調査の成果と併せて、地盤の想定断面図等を作成する。

- 1) 高密度表面波探査：人力打振を行い地盤のS波速度構造断面を求める。
- 2) 地中レーダー探査：地下浅部の地盤状況および石垣の背面構造を把握するためパルス波によるレーダー探査を実施する。

## 5. 一般事項

- 1) この仕様書は概要を示すものであって、記載外の事項、または疑問を生じた場合は、すべて係員の指示に従って実施する。
- 2) 本業務の実施に際しては、係員の指示に従い、誠実に履行する。
- 3) 本業務の履行に関する実施工程表等を作成し、業務着工前に提出する。
- 4) 現場での作業は原則として、土曜・日曜・祝祭日は休業とし、作業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 5) 現場作業の区域は火気使用禁止区域であるため、作業員の喫煙については、指定場所以外では一切禁止する。
- 6) 作業区域は国指定史跡内であるので、毀損には十分留意する。
- 7) 現地に水道はないので、持ち込みとする。電気は使用できる。
- 8) 作業区域には車両の直接進入はできない。必要な資機材の運搬については、村道の終点より作業区域近傍に至る工事用モノレール（積載荷重500kg）を使用できる（事前に係員と協議のこと）。
- 9) 既存建築物・工作物、樹木等の毀損防止策は、関係法規を参照しながら受託者の責任で講じる
- 10) その他の仕様および技術基準は、奈良県県土マネジメント部「土木設計業務等委託必携」（令和2年10月版）による。

- 11) 業務内容のうち、取りまとめ・判定及び報告書作成業務については第三者にその取扱を委託（以下、再委託）してはならない。なお、その他の業務について再委託する場合には、発注者の承諾を得なければならない。

## 6. 文化財の概要

名称：重要文化財 玉置神社社務所及び台所（1棟）

建立：文化元年（1804）

構造：社務所 桁行 22.0m、梁間 15.9m、一重、入母屋造、西面唐破風付、東面及び西面突出部附属、地階付、銅板葺

台所 桁行 9.0m、梁間 8.9m、一重、東面入母屋造、西面社務所に接続、銅板葺  
石垣：東西約 51m、立面積 255.33 m<sup>2</sup>、高低差 3-5m×上下 3 段。

## 7. 業務内容

建物周辺の地盤状況および石垣の内部構造を把握するための以下の地質調査を行う。詳細は「地質・土木調査業務共通仕様書」「土木設計業務等共通仕様書」（奈良県県土マネジメント部、令和 2 年 10 月版）による。

### 1) 高密度表面波探査

社務所の地階に概ね 2m 間隔で測線を設定する。測線に沿ってテイクアウトケーブルを敷設し、1m ごとに受振器を設ける。受振器の末端より 0.5-15m 程度離れた位置をカケヤにより人力打振し、設定した測線上の表面波（レイリー波）の周波数毎の伝播速度を同時観測する。観測データは非線型最小二乗法を用いた逆解析を行い、観測点ごとの一次元 S 波速度構造を明らかにする。これらを総合して測線内の S 波速度構造断面図を作成する。

### 2) 地中レーダー探査

地下の支障物・地層境界および石垣の背面構造を把握するため、地表面および石垣立面の地中レーダー探査を行う。

#### ①地表面レーダー探査

社務所の地階および社務所南側大峯奥駈道沿いの地表面に概ね 2m 間隔で測線を設定する。測線に沿ってアンテナを移動させながら、50MHz~4.5GHz 程度の電磁波パルスを放射し、反射波の到達までの時間を観測する。調査地点の土質により適切な比誘電率を設定し、障害物までの距離を算定する。

#### ②石垣レーダー探査

石垣表面（立面）のうち、先に設定した側線の延長にあたる 18 箇所について、連続測定及び個別測定を行う。連続測定は、築石と栗石の層厚の特定を目的とし、詳細は①に準ずる。個別測定は、築石のうち、控え長が目視できないもので、代表的なものを側線ごとに選定して実施する。

### 3) 資料取りまとめ・判定

上記の2探査の結果および過去の地質調査（機械ボーリングおよびSWS）の成果を取りまとめ、地質および地層の力学的性質の判定を行い、測線ごとに推定地質断面図を作成する。

また、石垣の背面構造を推定して断面構造図を作成する。断面構造図は、R6-1左、R6-2右、R6-2、R6-3、R6-4、R6-5の6断面を標準とするが、調査により背面構造が異なることが判明した場合には適宜増減する。

#### 4) 報告書の作成

調査結果の評価、考察、検討を整理した報告書を作成する。報告書の作成にあたっては、令和5年度に実施した耐震診断及び昨年度に実施した石垣調査の成果を踏まえて、地盤状況の総合的な評価を行う。

#### 5) 中間報告等

本業務の履行にあたって必要な報告は以下の通りとする。

- ・中間報告：1回（報告書案の作成時）
- ・委員会報告：1回（報告書案の作成後、修理専門委員会で口頭報告を行う）

なお、修理専門委員会での指摘事項を受けて、成果品の修正を求めることがある。

#### 8. 成果品

- ・報告書……3部（簡易製本で可）
- ・報告書データ（CD-R、DVD-RまたはUSBフラッシュドライブ）……2部  
報告書本文、調査データ、推定地質断面図（18測線）、石垣の断面構造図等。  
後日、修理工事報告書に掲載するため、編集可能な形式（.docx、.ai等）とし、画像の元データ（.jpg等）も添付すること。CADデータは.jwwまたは.dxf形式とする。

#### 9. 貸与資料 本業務の参考資料として、契約後に以下を貸与する。

- ・令和5年度 重要文化財玉置神社社務所及び台所 耐震診断業務 報告書
- ・令和6年度 重要文化財玉置神社社務所及び台所 石垣調査業務 報告書  
（各年度に実施した地質調査報告書および土質標本を含む）

10. 著作権 成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む）は委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権は行使しないこと。

11. その他 本仕様書に記載のない疑義等が生じた場合は別途協議とする。

以上の内容に関して不明な点があれば、公告記載の日時までにFAXにて下記へ問い合わせること。

奈良県文化財保存事務所玉置神社出張所 高宮・落合

FAX・TEL 0746-64-0020